

刑事訴訟法の再審規定（再審法）の改正を求める意見書

冤罪は、国家による最大の人権侵害の一つである。冤罪被害者的人権救済は、人権国家を標榜する我が国にとって、また地域住民の人権を守る義務を有する地方自治体にとっても重要な課題である。

しかし、冤罪被害者を救済するための再審手続に関する法律（刑事訴訟法第四編「再審」）は、僅か19か条しかなく、再審手続の進行は裁判所の広範な裁量に委ねられている。そのため、再審請求手続の審理の適正さが制度的に担保されず、公平性も損なわれている。

さらに、過去の多くの冤罪事件では、警察や検察庁といった捜査機関の手元にある証拠が再審段階で明らかになり、冤罪被害者を救済するための大きな原動力となっている。しかし、現行法には捜査機関の手元にある証拠を開示させる明確な規定がなく、再審請求手続における証拠開示の制度的保障はない。そのため、裁判官や検察官の対応により証拠開示の範囲に大きな差が生じている。この状況を是正するためには、証拠開示のルールを定めた法律の制定が必要である。

また、再審開始決定がなされた後も、検察官が不服申立てを行う事例が相次いでおり、冤罪被害者の速やかな救済が妨げられている。再審開始決定は裁判をやり直すことを決定するものであり、有罪・無罪の判断は再審公判において行われるため、検察官にも有罪立証の機会が与えられる。したがって、再審開始決定がなされた場合、速やかに再審公判に移行すべきであり、再審開始決定に対する検察官の不服申立ては認めるべきではない。

よって国においては、冤罪被害者を早期に救済するため、次の事項について刑事訴訟法の再審規定（再審法）を速やかに改正するよう求める。

記

- 1 再審請求手続の審理の適正化に資する規定を整備すること。
- 2 再審請求手続において、全ての証拠を開示する規定を整備すること。
- 3 再審開始決定に対する検察官の不服申立てを禁止すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和6年7月2日

静岡県掛川市議会